

日本農地改革研究の問題点と課題

— 今後の日本農業・農政の把握のために —

庄 司 俊 作

はじめに

小論は、今日的な視点から、日本農地改革の研究動向を整理・俯瞰し、戦後改革と農村社会の政治経済史的研究の課題と方法を明確にすることを目的にしている。

ところで、農地改革は今久々に時の光が当たっている。しかしそれは、農地改革が戦後日本農業衰退の歴史的元凶になつたと断罪する「逆光」であり、取り上げる側の意図はその成果である農地法を改廃する点にある。戦後日本農業は食糧管理制度、農業協同組合そして農地法の三つの制度によつて支えられてきたが、前二者が既に制度改革、日本経済の構造変化の中で実質解体あるいは大きく動搖しつつあるのに続き、最後の砦も存亡の危機にある。

研究史上農地改革の否定的評価は過去にも存在したが、今回の農地改革をめぐる論議には新しい特徴がある。第一に、もっぱらメディアあるいは政策サイドからの議論である。第二に、現実的具体的分析をふまえた議論ではなく、特定の政策実現を目的とした極めてイデオロギッシュな議論である。その点では特に重視する必要はないかも知れないが、農地改革が歴史的過去の出来事である点や農地問題の深刻な現状を背景に有力な世論となる公算は大

きい。事実「農地改革は成功した、しかし農業政策としては失敗だった」⁽¹⁾という見方は日本經濟の研究者の間でもかなり一般的になつていて、それらに加え第三に、農地改革に関する正しい歴史認識を示すべき研究者の退學的状況も農地改革をめぐる研究の現段階の特徴として重要である。

農地改革研究は内容を別とすれば戦後社会科学の中で最もぶ厚い論争史を持つ分野である。それは地主制を基軸とする農業問題が日本の經濟社会において重要な位置を占めていたことと、日本社会を分析する当時の社会学者の独特の研究スタンスに起因するが、現在それらを総括し今日的な視点から農地改革の歴史的意義を問う研究が求められている。

一 農地改革研究の今日的意義

農地改革研究の展開史をまず大づかみに整理しておこう。それは過去二つの波があつた。

第一の波は農地改革の最中から一九五二、三年頃までの時期で、戦前の日本資本主義論争の再燃であつた。⁽²⁾この論争は農地改革が一つの大きなインパクトになつていた。農業問題は日本社会変革の基本的課題と位置づけられ、それゆえ農地改革をめぐる論議は即日本資本主義論争という位置を占めていた。農地改革の歴史的意義は論争の核心的なテーマであつた。戦前來の「講座派」「労農派」の対立を引きずりながら、最も多産で、政治的意味をも帶びた極めてホットな論争が展開された。しかし、後で一端を述べるが、今となつてはこの論争は投入されたエネルギーの割に不毛な議論が多かつた。第一に、時期が高度経済成長以前であったという時代背景が大きい。その結果第二に、当時のイデオロギー状況を反映し、論争当事者双方に共通して、社会主義の視点あるいは一面的な資本主義観（国家独占資本主義論）に拘束されていた。このため第三に、農地改革の歴史的意義について数々の主觀的な評価がなされた。活発な論争であつたが、現在から見て農地改革の歴史的意義が明らかにされたとはいえない。こ

の時期の研究は、理論の過剰と現実の具体的分析の貧困、抽象的な本質・構造論議の終始などと批判されているが、いずれも当たっている。⁽³⁾

第二の波は一九七〇年代である。第一期と比較して、①量的に見れば研究の盛り上がりは小さく、また第一期の研究と異なり政治的・現実的な切実さも希薄であった。しかしその分②現実の具体的分析が行われた。特に、占領史研究の進展を踏まえ、アメリカ側を含む農地改革の立案過程の研究が飛躍的に進んだことが注目される。⁽⁴⁾暉峻氏はこの研究に先べんをつけたが、後に第一期の代表的研究、山田盛太郎、大内力氏らの諸説を批判的に総括しつつ農地改革に関するトータルな理解を示した。現在のところこの暉峻氏の見解が最もバランスのとれたものといえる。

しかし、農地改革後五〇年、世界と日本社会が大きく変貌し、今日、農地改革の歴史的意義が二つの時期とは異なる位相でクローズアップしてきている。

焦点となっているのは、農地改革・農地法によって定置され、戦後農地制度の基本理念となつた「農地耕作者主義」の評価である。市場原理、規制緩和と自己責任原則、行政の地方分権の時代潮流のもと、農地法の改廃が取り沙汰され、「株式会社の農地取得」や「農政の地方分権化」が現実味を帯びた政策として検討されるようになった。シンボリックな事態として、政策中枢にある或る若手農林官僚が「新農業基本法」策定を目前にして農地改革を俎上に乗せ、否定的に論じていることが注目される。それによると、「今日の農業は、農地解放のデメリットにしばられており、……それ以降の農政は、その桎梏からの脱却を目指したもの」で、今後の農政は農地改革後の戦後農政の見直しから始めるべきだとされる。⁽⁵⁾

こうした最近の議論を農地否定論と呼んでおく。その立論は、生産性向上の視点から農地改革の自作農創設方式が自作農の零細な経営面積を固定させ、高コストの農業生産構造の一因となつたということをほぼ共通の認識にしている。零細農家の資産保有的農地所有が根強く、そのことが大規模経営実現や農地有効利用の障害になつて

いるところみなされている。ただし、農地改革が地主制を解体し農村民主化政策として画期的な意味を持つたこと、農民のやる気を喚起し食糧増産を通じて戦後の復興に貢献したことなどは認めている。過去の農地改革否定論と異なり、こうした積極評価と否定論の両方を備えている点が最近の議論の「新しさ」で、一つのポイントである。

農地改革否定論を理論のレベルで批判することは難しくない。第一に、それは自作農創設方式を批判する以上、地主制を解体し農村民主化を推し進めることが他の方法で実現可能であったことを示すべきであるが、この点については何ら説明がない。イデオロギッシュな議論というのはそのためである。第二に、戦後日本資本主義の強蓄積構造、特に農業を含めた産業・企業規模・性別間等の顕著な所得格差・差別構造や、農地以外の土地利用に対する法規制が極めて弱いという日本資本主義の特殊性を全く不問に付している。筆者の理解では、これらの点は日本農業の重要な衰退原因である。第三に、歴史的な視点が欠落し、農地改革のような制度改革は種々の歴史的条件の拘束を受けていることを見ていかない。⁽⁷⁾ 農地改革は、当時の日本資本主義と農業の現実を踏まえ評価する必要がある。以上のように、日本農業が置かれた困難な状況は戦後農政の評価と結びついて農地改革をクローズアップし、その評価が日本農業の現況と今後の農政の方向の認識を分ける焦点になつていてることを最初に確認しておきたい。

二 断絶説と連続説

そこでまず、従来の研究の何が問題であつたかを検討しよう。農地改革が地主制を根本的に解体したという事実は前提である。その上で農地改革の歴史的意義について過去いろいろな評価が行われた。まずもって、断絶説、連續説と呼ばれる、山田盛太郎、大内力氏の研究を取り上げる必要がある。両氏の立論は単に農地改革の評価だけではなく、大きく戦前と戦後の日本資本主義の断絶と連続を論じている。農地改革だけを問題にする小論では、その限りでしか断絶説・連續説に言及できないが、両氏の農地改革評価はそれぞれの日本資本主義觀に結びつき、規定さ

れている。各々の日本資本主義と農地改革の関連の捉え方を検討することによって、両氏の農地改革評価の問題点だけでなく、断絶説・連続説の問題点の一端も明らかになろう。

まず山田盛太郎の所説について。⁽⁸⁾ 山田によれば、戦前日本資本主義は敗戦まで半封建的土地所有制である地主制を基底として構築された、軍事的半封建的資本主義であった。この旧構成の崩壊のうえに、一九五五年戦後資本主義は対米従属下の再生産構造の編成替えを完了する。戦後改革は「一の階梯が終り、新たな、より高次の階梯」への画期であるが、この変革は民主主義革命と捉えられ、農地改革は旧構成の基底を変革的に再編する基本過程をなすものであった。変革の基本過程は「封建的」なるものの払拭と「農民解放」である。同時に、農地改革による日本農業の本格的農業への解放はまだ端緒にすぎず、この点に限界があった。明解な説明ではないが、世界史的な過程として、農地改革がブルジョア革命と社会主義革命（への端緒）の二重の課題をなうものと捉えられていたことはほぼ間違いない。以上、山田説では、農地改革＝ブルジョア革命という観点から農地改革が高く評価された。

次に、大内力氏の所説について。⁽⁹⁾ 大内氏は最初から山田断絶説はもとより、資本主義は農業も資本主義化せずにおかないという観点から農地改革の自作化政策の反動性を批判した、公式主義の労農派とも異なる立場をとつていた。その農地改革評価は、敗戦直後に出版された処女作『日本資本主義の農業問題』と、宇野理論の上に独自の国家独立資本主義論を構築した後、さらに高度経済成長の事実と意味が明らかになつた段階でかなり変化している。

処女作での農地改革評価を検討すると、要点は以下のようになる。農民の「貧しさ」は日本農業の特質である「半封建的」過小農制に原因があること、過小農は後進資本主義としての日本資本主義の特質が再生産していること、従つて農地改革によつて自作農体制になつても、日本資本主義の構造的な特質とそれに規定された日本農業の構造が変わらない限り農地改革が農村民主化に果たす役割は五十歩百歩である、⁽¹⁰⁾ と。

ここで確認したいのは、第一に、大内氏も後に自己批判的に回顧しているが、「日本資本主義の農業問題」を山

田が地主制＝半封建制という型で固定したのに対し、過小農制＝後進性という形で後進資本主義国型を固定的に捉えたことである。⁽¹⁾歴史的発展の視点がなかつたという点では両者は同じであった。

第一に、その資本主義觀の問題性についてである。特に資本主義の側からアプローチした大内説に注目したい。過小農であることを農民の貧困の原因と見た大内氏にとって論理的に必然であつたが、日本資本主義は、停滞的小農收奪的なものとして把握されている。これは當時現実的にもある程度根拠があつたと考えられるが、古典的な資本主義觀といえる。そこにおいては小農は一方的に收奪され続ける存在であり、小農的發展も、生活水準の向上も、農業の發展も、農民層のブルジョア的分解も不可能で、ただ農民層は没落しプロレタリア化するだけである。そして、日本資本主義はかかる小農社会を不可欠の存在とし、それを利用しつくすことによつて存立し始めたという認識であった。なお、こうした資本主義觀は大内氏に限らず、後述のように栗原百寿をはじめ当時の多くの論者と共に通していたが、高度經濟成長以前の日本資本主義しか見ていないという時代の制約が大きかつた。

第三に、政策的認識の問題点である。基本的にそれを欠いた山田説については詳論するまでもないが、大内氏にあつても、この段階では、農地改革の本質と捉えた小農維持政策の、歴史的な段階規定が正しく行われていない。つまり、それは資本の利益を反映したブルジョアジーの伝統的な政策とされるが、「明治以来のブルジョアジーの変らざる念願」と日本資本主義に一貫する政策と捉えられ、内容も小農民を「プロレタリアートの前髪たらしめ」⁽²⁾るというだけで極めて抽象的な理解にとどまつていた。

第四に、両氏は、敗戦直後の時代状況を反映して農業改革や農村民主化は農業の社会主義化（共同組合經營）によつてはじめて実現されるという展望を持っていた点でも同じである。当時の多くの論者を支配した、資本主義に対する全面的なアンチと、根本的（＝社会主義的）⁽³⁾変革の志向である。違いは農地改革のその変革方向に果たす役割の評価にあり、一方は「端緒」と捉え、一方はそれを阻む「反動」と評価した。いずれも農地改革は社会主義の

視点から評価されているのである。⁽¹⁴⁾

以上のような資本主義觀、農地改革評価は相互に関連しているが、今日から見て一面的で、方法的にも重大な難点があることは縷々述べるまでもなかろう。今や古典的な議論といえるが、代表的な農地改革評価を見るためにやや詳しく検討した。以上を踏まえ、大内氏の連続説の発展を検討しよう。

農業問題に資本主義の側からアプローチし、農地改革の本質を資本の利益を反映した小農維持政策として把握する大内氏の方法は、そもそも農地改革を戦前からの連続性において捉える。この点で後年の連続説と一貫する。議論が発展しているのは、資本主義觀を大幅に修正したことと、政策の展開について資本主義の歴史的な発展と関わらせてその段階性を明確にした点である。独自の国家独占資本主義論を構築し、それを日本資本主義へ適用した。これには戦後日本とくに高度経済成長による経済・社会の構造的变化が大きな影響を与えたことは間違いない。正確には大内氏の連続説はこの段階の議論を指しており、それは農地改革を国家独占資本主義の一機能とする立論である。⁽¹⁵⁾

大内氏の連続説は戦後改革を一九三〇年代以来展開してきた国家独占資本主義の一機能として見る点がポイントである。大内氏によれば、それは戦後改革の歴史的必然性を明確にするうえで有効な方法で、戦後改革を単に日本に特殊なものとしてではなく、先進資本主義国に共通のものとして把握し、改革の先駆を重視する立場だという。国家独占資本主義のもとで農業の発展は、①帝国主義段階の中農標準化傾向→国家独占資本主義に対応した大型小農化傾向という小農の経営的発展、②そうした農民層分解の規定要因である農業技術、特にトラクタリゼーションの進展とその結果としての農業生産力の上昇、一方での農家生活の都市化と消費水準の上昇、③国家独占資本主義のインフレ政策による恐慌の回避、多様な農業保護政策の強化による一部農業経営の安定化と農民の企業者化、④農外の安定的雇用の拡大と完全雇用の政策的促進による零細農家の離農→一部農民の規模拡大、等々の諸側面から

捉えられている。

かつての資本主義觀、農業・農民觀から様変わり、農民は豊かで、たくましい經營成長力を持ち、資本主義はagnerで十分に農業助長的、農業保護的であり、かくして資本主義と農業は調和的に理解される。⁽¹⁶⁾農地改革は、このような農業の構造変化と関わり帝国主義段階への移行とともに展開してきた農政の社会政策化の一環であり、自作農的土地位所有の発展という国家独占資本主義の持つ内在的傾向の「急進的な促進」である点に歴史的な本質があつたとされる。

およそ以上の立論に対しても、農地改革の歴史的必然性が明らかにならないという山田断絶説批判の有効性を認めた上で、いろいろな批判が可能であろう。ここでは、農地改革評価の問題点として、かつての社会主義の視点からの否定的評価に代って、国家独占資本主義の視点から極めて消極的にしか評価されていないことを確認しておきたい。⁽¹⁷⁾つまり、国家独占資本主義の一層の展開は自小作前進を必然的に導くという認識から、農地改革によつて実現した自作農体制の崩壊の必然性、農地法の権利化、農地改革の歴史的使命の終焉が語られるのである。この評価を推し進めば最近の農地改革否定論に行き着く。しかしながら、問題点として、大内氏が描いた国家独占資本主義とそのもとでの農業の具体的イメージは、戦後日本農業の現実に照らしてあまりにもバラ色すぎるという誇りは免れない。評価の視点Ⅱ基準に欠陥があるとすれば、評価の内容も妥当ではなくなる。

以上、断絶説と連続説について、農地改革評価の論理構造とその問題点を検討した。結論は、農地改革の歴史的意義はいずれの説においても正しく評価されていないことになる。断絶説の農地改革Ⅱブルジョア民主主義革命といふ主張は荒唐無稽である。また、大内氏の連続説に関しても社会主義や美化された国家独占資本主義の視点から評価を行つたことが正しい理解を妨げたといえる。

このように見ると、かつての断絶・連続説の議論のレベルは筆者のとるところではない。今日的な視点から、改

めて農地改革の歴史的意義を論じる必要がある。そして、このことが、戦前と戦後の断絶と連続の問題についても正しい理解に接近する道であることをまず主張したいと思う。

三 その他の主な論点

1 改革後の土地所有の性格規定

栗原百寿『現代日本農業論』は山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」や大内力『日本資本主義の農業問題』と並ぶ農地改革に関する代表的著作であるが、改革が一段落を遂げた後に取り纏められており、おそらくその関係で、改革最中に物された山田らの著作と異なる特徴が見られる。農地改革の特質や改革による地主制解体の実態の分析だけでなく、改革後の土地所有の性格規定や農業・農村社会構造、農民層分解に関する実証的・理論的検討を行い、農地改革を評価しているのである。栗原の農地改革論の問題点も、改革後の土地所有の性格規定等に関連した点に集中している。

栗原の農地改革論についてはいくつか優れたサーベイ・批判があるので全体的な検討はそれらに譲る。⁽¹⁸⁾ここで問題にしたいのは、栗原が農地改革の経済的意義として論じた点、つまり地主制を清算し国家独占資本主義が日本農業を直接的・全面的に把握するにいたつたという事態に関する評価の是非である。⁽¹⁹⁾栗原によれば、農地改革の社会経済的性格は具体的な農業政策と切り離して捉えられなかつた。そして、その農業政策は「供出・税金・物価・金融等の面での農民収奪政策」と把握される。農地改革の実施中に耕作放棄や農地ヤミ売りが見られるが、これを栗原は「早くもその標榜する自作農創設主義の破産を宣告しているもの」と理解すべきだとする。国家独占資本主義による農民層の直接的な把握の具体的な内容として、栗原は農業協同組合や農業手形の制度を指摘する。こうした農協等の位置づけの当否は別として、その下で農民層は「國家独占資本主義的家内工業の事実上の賃金労働者に転落

し」「残りくまなく収奪」される結果、階級分化の方向は基調として全般的な落層、つまり農民層は「はげしい貧農化傾向をつきすす」み「戦前の中農化傾向がむしろさらに一段と矮小化されただけであつた」とする。こうした認識を前提に、遺著『農業問題入門』では「偽りの農地改革」論が語られ、「分割地所有の潰滅」を通じた「新しい形態の寄生的土地位所有の再出」⁽²²⁾が展望されるのである。

暉峻氏が的確に批判したように、栗原は地主制の解体という点では「五一綱領」と真向から対立したが、農地改革が農民に「なにも与えなかつた」とする点ではそれと一致していた。⁽²³⁾また、農地改革をめぐつてその反共・農民収奪的側面がもっぱら強調されるのも同様である。しかし、これは、経験的な分析から得られた結論ではなく、当時流布していた国家独占資本主義論の「あまりに安易な適用」⁽²⁴⁾で、政治的な主張（支配的な資本主義觀の反映）という側面が強かつた。前述の大内氏の場合は過小農制の不变、栗原にあつては農民収奪を本質とする国家独占資本主義、と求める原因是異なるが、資本主義の農民収奪性と、農民層の没落の不可避性を強調する点では、両者の資本主義觀や農民觀はほぼ同じである点に注目しておきたい。

基本的に、戦後自作農の性格規定について栗原は実証的な研究を行つておらず、これは後の課題として残されたといえる。栗原の議論のレベルでは①戦後自作農の「小經營者」としての側面と「小商品生産者としての資格」に関する評価分析、それと結びついて②栗原によつて「国家独占資本主義のたんなるエージェント」としか捉えられなかつた「農村における新しい支配者」の性格と機能に関する具体的な分析が求められている。

2 農地改革＝「近代法的課題の実現」説の問題点

渡辺洋三氏を始め法社会学者の日本農業史研究への影響は大きかつたが、渡辺氏は戦後改革総体とその中での農地改革の歴史的位置づけについても重要な指摘をしている。

渡辺氏の主張の要点は以下のようなつてている。⁽²³⁾ 戦後改革は、法的側面では①憲法改革、②国家権力構造の改革、③社会経済的諸関係を規律する法制度の改革、④文化・思想を規律する法分野の改革、の四分野にわたりそれらが密接に相互に関連し合つて行われた大改革であつた。新しい民主憲法は、近代自由主義的市民社会の諸関係等を導入する反封建の一九世紀的近代憲法の課題と、現代民主主義を展望する反独占の二〇世紀的現代憲法の課題をあわせ含む二重構造的性格を持つ。近代法的課題の実現は戦後日本の出発点を産業資本主義段階までの西ヨーロッパ的水準にまでそろえることを意味するが、農地改革はそうした意味での農業・農村分野の近代化、つまり前近代的土地位所有制度の改革によつて日本社会と農村を西ヨーロッパ型近代市民社会に再編成することを課題としている。

山田断絶説の法社会学版といえるが、戦後改革総体の画期性の把握には賛成できるものの、農地改革の歴史的位置づけは理論的にかなり問題がある。ヨーロッパをモデルとするその近代主義的スタンス、地主制の歴史的範疇規定、「前近代的諸関係」の固定的理解など縷々述べないが、理論的に承服しがたい。結論だけを指摘すると、農地改革は日本資本主義の高度な発展に対応すべく要請されたもので、その意味でも「近代化」ではなく、「現代化」の課題を実現するものと捉えるべきあり、ましてや一九世紀西ヨーロッパ的水準との比定などは時代錯誤としか思えないと、こうした渡辺説の問題点を見ると、農地改革を日本資本主義の発展および日本農業・農村社会が抱えた歴史的現実と関わらせて理解することがいかに重要であるかが分かる。

3 農地改革立案過程研究の意義と限界

一九七〇年代におけるアメリカ側を含む農地改革立案過程の研究は、農地改革についての認識を深める重要な研究が多かつた。暉峻氏はこの研究を他に先駆けて行い、これを踏まえ農地改革について過去の研究を批判的に総括し、目下最もバランスがとれ、かつ独創的な見解を提示している。⁽²⁴⁾

暉峻氏の研究は、アメリカ占領政策の形成・展開過程の中で農地改革の位置と意義を考察したことと、国会論議から農地改革をめぐる農政当局を中心とした日本国内の動向を明らかにしたことの二つがポイントである。これらによつて、第一に、農地改革の主体・内容・背景の時期による変化を、国際関係を視座にいれ動態的・構造的に把握した。第二に、特に後者によつて、農地改革に対する国内政治勢力の強い反発・批判を含め当時の経済的・政治的・歴史的現実と関わらせて、農地改革を評価した。この二つがトータルで、バランスがとれ、かつ現実的な農地改革評価を可能にしたと考える。

問題点は、こうした評価がほとんど政策立案過程の分析から行われ、日本農業・農村の実態分析から行われていないことである。農地改革の結果としての自作農的土地所有は農民の要求に即して農民經營を安定させ、日本農業の生産力水準を一階梯高めたなど農地改革の成果が総括され、それが「歴史における一つの前進の局面を構成した」旨主張するが、一般的な指摘であることは否めない。また、政策を評価する基準であるが、暉峻氏は「生産力を担う主体の要求とどのように結びつき、彼らの人格的自立と経済的地位の改善にどれほど役立つか」という観点が基軸になる」とする。この指摘自体は正しいが、後で触れるようにあまりにも抽象的である。さらに、政策立案過程の分析が農地改革に限られている点も、戦後の日本農業・農政を見通す上で問題である。政策史研究としては、「農業改革の全体構想の中での農地改革」という観点が、今求められている。

4 農地改革と部落

農地改革の歴史的必然性が説明されないというのが大内力氏の山田盛太郎らへの批判であつたが、この国家独占資本主義の政策として農地改革を捉える立場を正当と認めつつ、自治村落論の立場からその立論はなお不十分であるとするのが斎藤仁氏である。

論旨は、日本の農地改革を説明するには、国家独占資本主義を基本としておきながら、それに加えてその特殊日本的な規定を重視する必要があると主張する。⁽³⁵⁾ 特殊性とは、地主階級の経済的・社会的・政治的位置の低さ、日本における農業問題の比重の大きさとその土地問題への収斂、改革が不在地主と在村地主に分けて行われたという三點である。特に三点目については、小作農も地主も部落の規範に従属するという状況下で、混乱なく成果を収めるために日本の社会が「みずから適合的な改革を生み出した」ことを指摘する。つまり、農地改革は国家独占資本主義の産物であると同時に、「日本の產物」でもあつたとする。

斎藤氏の立論は、日本農地改革の「設計主任」とされるウォルフ・ラデジンスキイの見方と似通つてゐる。ラデジンスキイは日本の農地改革が成功裏に遂行された要因として「改革事業が全く官僚組織だけに任せられ」ずに「村落水準で遂行され」たことを指摘し、具体的に農地委員会に注目した。⁽³⁶⁾ 斎藤氏の指摘は以上にとどまり、具体的な分析もないが、農地改革と部落の関連は農地改革の実態分析の重要な課題である。

5 近年の研究動向

冒頭で「退嬰的状況」と表現したように、近年は沈滯氣味の日本農業史研究の中でも農地改革はマイナーなテーマになつてゐる。例えば、農村を対象に戦時と戦後の関連の解明を意図しながら、農地改革や地主制の問題はほとんど分析対象にされなかつたり、⁽³⁷⁾ 戦後改革期において農民が当面した最大の問題は食糧供出問題であり、地主的土地位所有は改革前に既に「実質的空洞化」が進んでいたという共通認識の下に行われた共同研究の成果が現われている。⁽³⁸⁾ 後者では、國家の行き届いた統制の下で「農地改革をめぐつては、農民と地主、両者と農地委員会のどの場面をとっても供出割当にみられるような政治的『駆け引き』を行う余地はほとんどない法と機構が備わつていた」という認識が前提になつてゐる。それは、筆者の理解では、法や機構の過大評価であり、誤った認識であるが、とも

かく、こうした前提から農地改革そのものをめぐる階級対抗や矛盾、社会・政治過程の分析は放棄される。これらは研究は社会史的手法をとり、地主制や国家・制度に対する関心の希薄化がうかがわれる。

しかし、このような研究では、農地改革について正しい歴史認識を示すという時代の要請に応えられないだろう。もう一つ触れておかなければならないのは、「現代日本經濟システムの歴史的源流」⁽³³⁾論や戦時動員体制論に関しても、後者については、戦時動員体制を戦後体制への原蓄段階として位置づけ、戦時体制は当然であるが、同時に戦後体制に対しても批判的視点に立とうとする点は評価すべきであろう。⁽³⁴⁾しかし、いずれにせよ、戦後改革と高度経済成長による日本社会の劇的な変化を軽視ないし無視するものであり、歴史認識として正しくない。これらの研究にあつては、経済のサブシステムや社会構造・規範の分析の限度を忘れ、マクロ経済システムや国家体制レベルの議論に飛躍していることが方法的な問題点といつてよからう。

四 農地改革の評価基準と分析課題

以上を踏まえ、農地改革の何を、どのように研究すべきかについて筆者の考え方を述べよう。第二章で述べたことの繰り返しになるが、社会主義にせよ、調和的な国家独占資本主義にせよ、变革あるいは歴史的発展の方向としてある体制・段階を想定し、その実現にとってプラスかマイナスかという観点から、あるいはモデル的に捉えられた資本主義の新たな局面の認識を前提にして農地改革評価を行つたことが、評価を誤らせる原因になつた。これらに鑑みて、農地改革評価の視点Ⅱ基準を明確にする必要がある。

第一に、政策を評価する基準であるが、暉峻氏が指摘するように、基本的には、「生産力を担う主体の要求とどのように結びつき、彼らの人格的自立と経済的地位の改善にどれほど役立つかという観点が基軸になる」ということである。これらに加えて、社会関係を変化させ自由や平等、自律性や主体性の発揮、民主化にどれだけ役立つかも

重要な基準になる。

しかし第二に、それだけでは不十分である。重要なことは、それらを資本主義の新たな局面と闊わらせて概念化し、現実分析のための武器とすることである。この点に関しても大内氏は重要な指摘を行つてゐる。⁽³⁴⁾ すなわち、戦後改革によつて日本社会が民主化されたことを疑う者はいないとしつゝ、だが、「それをもつてただちに、古典的な民主主義の実現と考えることは、はなはだしく一面的である。それが国家独占資本主義の政策として、その支配体制の確保のための一手段として登場してきているという側面も」見落としてはならない、と。筆者なりに解釈するど、これは、高度資本主義国家における民主化や平等化の進展が逆説的な構造を持ち、農民層の国家・社会への統合と裏腹であるという問題であり、経済的地位の改善等に関する同じことがいえよう。この点に留意し、農地改革へのアプローチの方法を考える必要がある。結論だけをいえば、その方法として、現代国家化に対応した国家の農村統合の視点を重視したい。この点については後で再度詳論する。

それでは、今、農地改革研究にとつてテーマとされるべきは何か。

日本の農地改革は世界史的に例外である。自作農創設方式による徹底した土地再分配を行い地主制を解体したからである。特に第二次大戦後世界は「農地改革の時代」と呼ぶべき時代を迎える。それはアメリカ主導の、経済援助を引き出すための「作られたブーム」であったが、東南アジアや中南米などでは現在でも体制維持と農業を含む経済発展のために農地改革を課題としている諸国が多い。これら農地改革の歴史において日本は顕著な成功例として他に類をみないものであつた。

農地改革評価をめぐる最近の事態あるいはその世界史的位置を見た場合、農地改革研究にとつてのテーマは、その自作農創設方式である。

地主制を解体し農村民主化政策として大きな意味を持つたとか、農業生産力の上昇や農村労働力の大量供給を可

能とすることと高度経済成長に大きな役割を果たしたといふことはできない。今求められているのは、農地改革の方針そのものの是非、適否について真正面から取り組む研究である。具体的に解明されるべき問題群をあげれば、以下のようになる。重要な点は、ほどの問題も、自作農創設方式の歴史的な必然性や意義に帰着するということである。

(一) 農地改革を日本農業・農村社会の歴史的な発展の中に位置づける。この点については、戦前期農民運動との関わりで農地改革の構造と組織をトータルに分析し、両者の歴史的な関連を明らかにしなければならない。

(二) 右に関連して、農地改革の社会構造を明らかにする。自作農創設方式による土地再分配というの、ラデジンスキイ⁽³⁵⁾が述べるように本来「革命的措置」を伴うすぐれて「政治的問題」である。そのため一般的に極めて困難な事業である。こうした「革命的」な改革が、日本の場合、国家体制の転換を伴わずにどのようにして徹底的かつごく短期間のうちに可能であったのか。問題は地域=農村社会での取り組みである。ラデジンスキイが指摘する、日本の農地改革の成功要因としての、村落水準での遂行方式の構造と条件が明らかにされなければならない。

(三) 農地改革の直接的成果を改革後の農村の社会・政治構造から解き明かす。特に重要な課題として、新たに農村の指導層となつた主体の性格、属性、要求等を検証し、「逆コース」の農村における基礎過程とともに、改革後の自作農の性格を考察しなければならない。以上(一)-(三)は、農地改革の農村民主化と、農民層の国家・社会への統合に果たした役割を明らかにする作業である。

(四) 農地改革期における階級矛盾を地主の小作地引き上げの問題から検討することである。日本の地主制と農地改革と小作地引き上げの三者の関係を検証し、農地改革における地主制の重みと、なぜ農地改革が徹底した自作農創設方式をとったのか、また農地改革が成功したことと小作地引き上げがどのような関係にあつたのかを分析し

なければならない。これは、自作農創設方式の必然性を当時の農村の実態から浮き彫りにし、最近の農地改革否定論の歴史認識の誤りを正すとともに、農地改革への関心が著しく希薄化したり、農地改革前の地主的土地位所有空洞化などを主張する最近の研究動向に対する批判となろう。

(五) 国家そのものの分析も重要な課題になる。国家とは政府全体ではなく、とりあえず農政当局を指す。第一次大戦後農政当局は「石黒農政」と呼称される特徴的な政策の方向を追求し、それを担う官僚グループを生み出していた。その伝統を引き継ぐ農林官僚は昭和十年代に「黄金時代」を迎え、農政史上最強の布陣を敷いたといわれる。これは一般的にいえば「國家官僚制の『自立化』と制度化・巨大化」⁽³⁵⁾の問題として把握されるが、今日の農林行政の在り方に対する一つの批判として、一九五五年頃までの官僚農林行政を再評価すべきであるというのが筆者の基本的なスタンスである。

農林官僚は戦時農政あるいは第一次農地改革を推進・立案し、第二次農地改革の遂行に当たつても大きな役割を果たした。明らかにすべきは、農政当局のトータルな農業改革の構想である。重要な問題として、零細錯亂制という日本農業の経営問題がある。戦後自作農体制の特徴は、高度に発展した工業とそれに全く不釣り合いな零細な農業経営の並存にあつた。これは高度に発展した資本主義国の中で特異である。もとより農地改革の立案に当たつた農政当局はこの問題を無視するはずではなく、経営問題も視野に入れつつ農地改革の実現を目指した。農政当局は農業改革に關していくかなる全体構想を持ち、その中で自作農創設方式による農地改革をどのように位置づけていたのだろうか。特にアメリカ占領軍との関係に注目しながら、この点を解析しなければならない。

(六) 右に関連して、農林官僚論も問題となる。日本の農林官僚はその政策スタンスとエートスにおいて世界的に極めて特異であった。また、一般的に国家を支配階級の道具とし国家諸装置を「一枚岩」で捉え官僚制はその抑圧装置として機能するという伝統的理解は破綻した。国家を「分節的で多管的な諸装置からなる一つの社会システム

ム」、官僚を「国家装置を構成する社会的カテゴリー」として捉え、国家のありようとして「国家の相対的自律性」を重視するのが現代国家論の基本命題である。⁽³⁷⁾こうした国家・官僚制の理論を踏まえると、当時の日本の農林官僚はどのように捉えられるのか。また、第一次大戦後から高度経済成長が開始する一九五五年頃までは農林官僚が最も精彩を放つた時期であるが、戦時農政、農地改革、戦後農政の歴史的な展開を農林官僚の思想と行動を通して見るとどのように映るのだろうか。

他にもあるが農地改革の歴史的意義に関わってはおよそ以上の問題が具体的に解明されなければならない。さまざまなアプローチの方法が思い浮かぶが、筆者は「国家と地域」の視点に注目したい。それは一言でいえば、前述のように現代国家化に対応した国家の農村統合の視点ということになるが、具体的にはとりあえず以下のように理解しておくことができる。

筆者は拙著において戦前期日本の現代国家化を農業・農村問題の展開から分析した。⁽³⁸⁾現代国家化とは「介入主義国家化」とほぼ同義である。これは、後発資本主義国である日本の、農業政策や農村支配の在り方に現われる国家と農村社会の変化の特殊な構造を捉えるために必要であった。そこで明らかになつた点は、ごく簡単にいえば、土地問題に関して法・制度としてはあまり目立つた展開はなかつたものの、社会過程つまり農民運動や地主小作関係の変化における国家の役割は増大し、国家介入による小作制度の現代的形態（協調体制）への編成替えが確実に進行していくことである。この方法と成果は当然戦後改革と農村社会の分析に継承発展させる必要がある。

もとより資本主義国家の歴史的機能変化としての「国家介入主義」は資本主義の高度な発展に対応するものであるが、戦後改革期の日本国家はそれに加えて敗戦と占領下の、「反ファシズム戦争直後の社会主義化の傾向を秘めた〈戦後危機国家〉」⁽³⁹⁾という側面を持つ。「国家と地域」の視点とは、より具体的に、国家による農村統合の視点から、農地改革と、この時期に特殊な国家の介入と農村社会三者の相互の関連を明らかにするということである。

「民主化」や「平等化」等の評価基準を資本主義の新たな局面と関わらせて概念化し、農地改革の歴史的意義を正しく評価することは、この方法によつて可能になると考える。

結 び

農地改革は戦後の諸改革の中でも特に大きな意義を持ち、その精神は農地法の「農地耕作者主義」の理念となって戦後農地制度の背骨を作ってきた。戦後の日本農業の展開をどのように把握するかは、農地改革・農地法の評価と不可分の関係にある。それゆえ、農業が戦後最大の曲がり角に直面している今日、日本農業・農政の方向づけの課題に関わつて農地改革がクローズアップしてきているのである。戦後の農業だけではない。さらに、農地改革の評価は、戦後日本の経済・社会構造の全体の把握にも関わつてくる。それだけ大きな意味を農地改革は持つていた。

近年、勢いを増していいる農地改革否定論に対し、農地改革研究は農地改革についての正しい歴史認識を提示することが求められている。農地改革は歴史研究が現状の課題と切り結ぶ、その焦点になつてゐる。その意味で、農地改革は戦前期農業史研究にとつても試金石となつてゐる。

今求められているのは、自作農創設方式をテーマとし、「国家と地域」という視点、つまり資本主義の新たな局面に対応した、国家による農村統合の視点から、改革の諸局面・過程を分析すること、そしてこのことを通して農地改革が自作農創設方式をとつた、あるいはとらざるを得なかつた歴史的な必然性と意義を明らかにすることである。筆者はかつて戦後の高度経済成長を視野に入れて、日本において「なぜあのような農地改革が行えたのか」という観点から地主制や小作争議等を研究した(拙著)。これに対して、農地改革そのものをめぐつては、農業の置かれた困難な状況や農地法の行方に関心を向けながら、「なぜ農地改革は必要だったのか」という視点から研究する

必要がある。これが小論の結論である。

注

- (1) 例えば、橋本寿朗「戦後の日本経済」岩波書店、一九九五年、一二二一三頁。
- (2) 例えば、暉峻衆三編『農地改革論Ⅰ・Ⅱ』(農山漁村文化協会、一九八五年)は、大内兵衛、近藤康男、大内力、山田盛太郎、栗原百寿、綿谷赳夫氏らの農地改革関係の重要な論文を収載しているが、いずれもこの時期のものである。
- (3) 阪本楠彥「農地改革」(逸見謙三・梶井功編『農業経済学の軌跡』農林統計協会、一九八一年)、佐伯尚美「農業」(同他編『日本経済研究入門』東京大学出版会、一九七二年)等。
- (4) 暉峻「農地改革の軌跡(一)(三)」「農村と都市をむすぶ」二六九—二七一号、一九七三年、後に改稿の上『日本農業問題の展開下』東京大学出版会、一九八四年、第七章に収録)、吉田克巳「農地改革法の立法過程」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革六農地改革』東京大学出版会、一九七五年)、岩本純明「農地改革」(アメリカ側からの照射)「思想の科学研究会編『共同研究・日本占領軍その光と影』上巻、徳間書店、一九七八年)、同「占領軍の対日農業政策」(中村隆英編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、一九七九年)、大和田啓氣「秘史 日本の農地改革」(日本経済新聞社、一九八一年)、スーザン・デボラ・チラ「慎重な革命家達」(小倉武著作集第三巻)農山漁村文化協会、一九八一年、所収)等。その他、直接農地改革を扱った研究ではないが、利谷信義「農地改革と土地改良法の成立」(前掲『戦後改革六農地改革』)、同「農業資産相続特例法案とG H Q」(磯田進教授還暦記念『農村と労働の法社会学』一粒社、一九七五年)もこの時期の農業政策とG H Qの関係を明らかにしたものとして重要である。
- (5) 皆川芳嗣「今後の農政の基本課題」「農業と経済」一九九五年八月号、六頁。
- (6) メディアに現われたものだけを挙げておく。「朝日新聞」一九九五年四月三〇日付「社説」、同九七年四月一二日付「社説」、「日本経済新聞」九四年一二月一日付「農地解放、田分けの愚」等。
- (7) 歴史的な視点の欠如や資本主義の規定性を無視して農業問題を捉える姿勢は、現代の農政論議の習い性となっている。例えば、農業基本法に代わる新たな基本法の制定に向けて政府部内に設置された「農業基本法研究会」(一九九四年七月)では、農地改革について議論されることは全くなかったといわれるし(桂開津典生「農業基本法の回顧と展望」日本農業研究所講演会記録No三〇、一九九六年一〇月、二六一二七頁)、同報告についても農業内部での農業問題の考察に終始した点や「資本の要請の無

視」が批判されている（例えば、梶井功『国際化農政期の農業問題』家の光協会、一九九七年、終章）。

(8) 山田の農地改革評価は例によつて難解で、時期によつても微妙に変化するが、以下は「農地改革の歴史的意義」（一九四九年一〇月）、「農地改革の意義」「農地改革顧末概要・序言」「変革期における地代範疇・序論」等を中心的に整理した。高度経済成長開始後になると、例えば「日本農業生産力構造の構成と段階」（一九五九年九月）では、農地改革は日本農業の発展上一つの時期を画したとして一九五五年以降の「農業生産力の一段の上昇」を「改革の効果」「前進性」を示すものと指摘している。同時に、高次生産力段階は「零細規模耕作の制限の枠の矛盾を露ならしめている」として限界を語り、その「制限の枠を破碎する必然が、農民層分解のうちに準備されつつある」と展望した。以上は、『山田盛太郎著作集』第三・四巻、岩波書店、一九八四年、所収）。

(9) 大内氏の日本経済・農業論とその変化については、同「私の経済学を語る 上・下」（『エコノミスト』一九七九年二月二〇・二七日）が参考になる。また、加瀬和俊「日本農業論の戦後五〇年——大内力氏の場合」（『社会科学研究』第四八巻第四号、一九九七年一月）は大内氏の日本農業論の展開をその資本主義論との関わりで丹念に整理しており、筆者もいくつかの点で示唆を受けた旨断つておきたい。

(10) 詳しくは、大内『日本資本主義の農業問題』東京大学出版会、一九五二年、第三・四章参照。

(11) 前掲大内「私の経済学を語る 上」五六頁。

(12) 大内、前掲書、三〇〇頁。

(13) 前掲加瀬「日本農業論の戦後五〇年」三頁。

(14) 『日本資本主義の農業問題』の論旨・トーンに関連して、大内氏は「一つはやはり当時の雰囲気のせいでしょう。後と違つて、一九四六年とか四七年とかいう時代は、学問的な高揚というか、熱気も今からでは想像もつかないようなものでしたし、ぼくなど実践活動はなにもしなかつたけど、なんとなく、間もなく日本も社会主義になるかもしれない、といった気がしていました」。当時積極的に行つていた「時論的なものでも、どうせ資本主義じゃ解決しようがないんで、社会主義にならなきやだめだ、といふような議論の立て方を多くやつてゐる。……（それは）やはりなんとなく当時の雰囲気が反映していた。……事実、あの当時は日本経済からいっても、国民の生活状態からいっても、資本主義がひっくりかえつても不思議じゃないという状況だった。……それは昭和二五、二六年以降とはずいぶん違つていましたね」（前掲大内「私の経済学を語る 上」五五頁）。

(15) 以下詳しくは、とりあえず「戦後改革と国家独占資本主義」（東京大学社会科学研究所編『戦後改革一課題と視角』東京大学出版会、一九七四年）参照。

(16)

こうした国家独占資本主義と農業問題についての認識を持つに至ったのには、背景として高度経済成長の影響は当然としても、大内氏自身各種農林省関係審議会への参画を通して農政当局と強い結びつきを持ったという学問外的条件が大きく作用していたと考えられる。なお、加瀬氏は、この時期の大内氏について、三期に区分される学問史の中期に当たり、「発展した資本主義国に共通の農業問題として日本農業の実態を分析し、効率的農業を作り出すことによって、農業を国民経済に適合的な産業として再生させようとした」時期と捉え、大内氏の「國家独占資本主義の政策能力についての高い評価」に注目している（前掲加瀬「日本農業論の戦後五〇年」五、一五頁）。

(17) 大内氏の農地改革評価は、時期ごとに、その資本主義と農業問題についての認識の変化に対応してかなり変化している。この後の時期、一九七九年頃になると、かつての農地改革の過小評価を反省するようになる。「今から考えれば……農地改革が日本の農業のみならず経済に対しても、政治に対しても、あれだけ大きな射程をもつていて、ということは十分には考えていいなかつた」（前掲大内「私の経済学を語る上」五七頁）として、高度成長対して農地改革が、農業生産力の上昇→食糧自給の達成や、農村からの膨大な労働力の供給を可能にするなど大きな役割を果たしたことを認めるに至つた。インタビューハーの簡単なコメントであり、過去の農地改革評価との関連も問題となるが、この限りでいうと、他の論者との違いはないくなっている。

(18) 綿谷赳夫「農地改革後の自作農の性格」（『農民層の分解』綿谷赳夫著作集第一巻）農林統計協会、一九七九年）、暉峻衆三「農地改革をめぐる論議」（前掲同編『農地改革論II』所収）、野田公夫「農地改革論」（西田美昭他編『栗原農業理論の射程』八朔社、一九九〇年）等。

(19) 以下詳しくは、『現代日本農業論』（栗原百寿著作集IV）校倉書房、一九七八年、五七一五九頁、一一五一六頁）参照。

(20) 『栗原百寿著作集IX』一九八四年、二三七一三八頁。

(21) 前掲暉峻「農地改革をめぐる論議」三九五頁。

(22) 前掲綿谷「農地改革後の自作農の性格」二七〇頁。

(23) 以下詳しくは、渡辺洋三「戦後改革と日本現代法」（前掲『戦後改革一 課題と視角』）参照。

(24) しかし、渡辺説の影響は今日においてもなお無視できない。例えば、中村政則氏の戦後改革「三層の重層的改革」説など（『現代史を学ぶ』吉川弘文館、一九九七年、三八頁以下参照）。

(25) 周知のように、渡辺氏は、農地改革が耕作者に耕作権でなく、所有権中心主義にもとづき所有権を与えたことがその「致命的弱点」であり、「戦後の農地法制を混乱にみちびいてゆく原点」であったと捉えているが（『農地改革と戦後農地法』前掲『戦後改革六 農地改革』一〇四一〇五頁）、この点も氏の非歴史的な見方と関連しているといえば、言い過ぎであろうか。

- (26) 詳しくは、前掲暉峻『日本農業問題の展開 下』第七章参照。また、暉峻氏が自説を分かりやすく述べたものとして、岩本純明・暉峻著『農地改革』(袖井林二郎・竹前栄治編『戦後日本の原点(下)』悠思社、一九九一年)も参照。
- (27) 前掲暉峻「農地改革をめぐる論議」三七八頁。
- (28) 以下詳しくは、斎藤仁「農業問題の展開と自治村落」日本經濟評論社、一九八九年、第六・七章参照。
- (29) ウォルフ・ラデジンスキイ『農業改革——貧困への挑戦』ワリンスキイ編・斎藤仁他監訳、日本經濟評論社、一九八四年、三七六—七七頁参照。
- (30) 森武麿・大門正克編『地域における戦時と戦後』日本經濟評論社、一九九六年。
- (31) 西田美昭編『戦後改革期の農業問題』日本經濟評論社、一九九四年、三〇六、五二〇—二一頁。
- (32) 代表的研究として、岡崎哲二「日本——戦時経済と経済システムの転換」(社会経済史学)第六〇巻第一号、一九九四年)、岡崎哲二・奥野正寛『現代日本の経済システムとその歴史的源流』(岡崎・奥野編『シリーズ現代経済研究六 現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社、一九九三年)等。なお、批判は枚挙にいとまないが、とりあえず橋本寿朗「一九四〇年体制」は現在に直結していない』『エコノミスト』一九九五年五月九日号、同「現代日本経済史の焦点」『社会科学研究』第四九巻第一号、一九九七年)、原朗「戦後五〇年と日本経済」『年報日本現代史』東出版、一九九五年、等参照。
- (33) 山之内靖他編『総力戦と現代化』柏書房、一九九五年。また、山之内氏がその問題意識を平易に述べたものとして「戦時期の再検討は何をもたらすか」(永原慶一・中村政則『歴史家が語る戦後史と私』吉川弘文館、一九九六年)も参照。
- (34) 横西光速他著『日本資本主義の没落 V』東京大学出版会、一九六五年、一四八二—八五頁参照。
- (35) 前掲ウォルフ・ラデジンスキイ『農業改革——貧困への挑戦』三七四頁。なお、これに関連して、こうした視点は、山田盛太郎には「政治的大変革の基礎となるものは、土地所有の改革」と認識され(『同著作集』第三・四巻所収論文を参照)、農地改革における政治的契機は重視されていたが、大内氏の場合は全く欠落していた点が注目されるところである。
- (36) 加藤哲郎『國家論のルネサンス』青木書店、一九八六年、一五一頁。
- (37) 同上、五五—五七、一五三—五四頁。
- (38) 拙著『近代日本農村社会の展開』ミネルヴァ書房、一九九一年。
- (39) 加藤、前掲書、一二一頁。